

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ ヨシカワ スイドウ セツビ 株式会社 吉川水道設備  
 住所 奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺1583番地  
 フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク ヨシカワ ヒデキ 代表取締役 吉川英樹  
 電話番号 0744-33-3488  
 FAX番号 0744-33-4881  
 メールアドレス [yoshikawasuidou2012@maia.eonet.ne.jp](mailto:yoshikawasuidou2012@maia.eonet.ne.jp)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 5 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺1583番地  
住 所 株式会社吉川水道設備  
代表者氏名 代表取締役 吉川英樹



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	かぶしきがいしゃよしかわすいどうせつび 株式会社吉川水道設備		
住 所	〒636-0222 奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺1583番地		
フリガナ 代表者の氏名	だいひょうとりしまりやく よしかわひでき 代表取締役 吉川英樹		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名 役員の名	代表取締役 吉川孝義	代表取締役吉川英樹 取締役 長滝谷美希 代表取締役 吉川孝義 代表取締役 吉川英樹 取締役 吉川美子 監査役 松尾美穂	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名

奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺1583番地  
**株式会社吉川水道設備**  
代表取締役 **吉川英樹**



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺1583番地  
株式会社吉川水道設備

会社法人等番号	1500-01-011382	
商号	株式会社吉川水道設備	
本店	奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺1583番地	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成6年1月25日	
目的	1) 給排水, 冷暖房, 衛生設備工事 2) 建築, 土木工事 3) 浄化槽設備工事 4) 前各号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 吉川孝義	平成27年 3月28日就任
		平成27年 5月18日登記
	取締役 吉川美子	平成27年 3月28日就任
		平成27年 5月18日登記
	取締役 吉川英樹	平成27年 3月28日就任
		平成27年 5月18日登記

奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺1583番地  
株式会社吉川水道設備

	取締役 長 滝 谷 美 希	令和 3年 4月 1日就任 ----- 令和 3年 4月 8日登記
	奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺1583番地 代表取締役 吉 川 孝 義	平成27年 3月28日就任 ----- 平成27年 5月18日登記
	奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺1583番地 代表取締役 吉 川 英 樹	令和 3年 4月 1日就任 ----- 令和 3年 4月 8日登記
	監査役 吉 川 美 穂	平成27年 3月28日就任 ----- 平成27年 5月18日登記
	監査役 松 尾 美 穂	令和 3年 1月 1日吉川 美穂の氏変更 ----- 令和 3年 1月22日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定 する旨の定款の定めがある	----- 平成27年 5月18日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年 5月24日移記



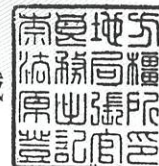
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 5年 8月 8日

奈良地方法務局橿原出張所  
登記官

杉 本 孝 誠



# 定 款

## 第1章 総則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社吉川水道設備と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1) 給排水、冷暖房、衛生設備工事
- 2) 建築土木工事、浄化槽設備工事
- 3) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺 1583 番地に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の広告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行する株式の総数及び額面株式 1 株の金額)

第5条 当社の発行する株式の総数は、800 株とする。

当社の発行する額面株式 1 株の金額は、50,000 円とする。

(株券の種類)

第6条 当社の発行する株券は 1 株券、5 株券、10 株券、50 株券及び 100 株券の 5 種類とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

- 1 譲渡による株式の取得の場合には、株券
- 2 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、損の取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定

の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株式の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これを株券に添えて提出しなければならない。

株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本または謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第11条 第3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株式名簿の閉鎖及び基準日)

第12条 当会社は、事業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

### 第3章株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、ほかの取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

## 第4章取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役会の設置)

第17条 当社は取締役会を置く。

(取締役及び監査役の員数)

第18条 当社の取締役は、3名以上4名以内とし、監査役は1名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第19条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第21条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、ほかの取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長及び取締役会長各1名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

3 取締役社長は、当社の業務を統括し執行する。

(報酬)

第23条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。



## 第5章 計算

(事業年度)

第24条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第25条 利益配当金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金はその支払い提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れるものとする。

上記は現行定款に相違ありません

年 月 日

奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺1583番地

株式会社 吉川水道設備

代表取締役 吉川 英樹



# 原本証明

この写しは定款の原本と相違ございません

令和 5 年 8 月 10 日

奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺 1583 番地

株式会社 吉川水道設備

代表取締役 吉川英樹

